

ID: 114

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>督促手数料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>十和田市介護保険条例 第6条において準用する十和田市税条例第21条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成17年条例第135号</p>		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び準用する十和田市税条例第21条の規定による。 (保険料の督促及び延滞金)</p> <p>第6条 保険料の督促及び延滞金については、十和田市税条例(平成17年十和田市条例第56号)の規定の例による。</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 115

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	延滞金の徴収
例規名 根拠条項	十和田市介護保険条例 第6条において準用する十和田市税条例第43条第2項
例規番号	平成17年条例第135号

【基準】

第6条並びに準用する十和田市税条例第43条及び附則第3条の2の規定による。

(保険料の督促及び延滞金)

第6条 保険料の督促及び延滞金については、十和田市税条例(平成17年十和田市条例第56号)の規定の例による。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当す

る税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(延滞金の割合等の特例)

- 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
- 2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

備考

設定年月日

令和4年3月31日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 118

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市介護保険条例 第11条から第14条まで		
例 規 番 号	平成17年条例第135号		
【基準】			
<p>第11条から第15条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第11条 第1号被保険者が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)、又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第12条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料に処する。</p> <p>第13条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第14条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第15条 第11条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 第11条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 119

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>徴収猶予の取消し</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>十和田市介護保険条例施行規則 第5条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成17年規則第118号</p>		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (徴収猶予の取消し) 第5条 市長は、保険料の徴収猶予を認める事由が消滅した場合又は虚偽の申請その他不正の行為により保険料の徴収猶予を受けた場合は、当該徴収猶予の一部又は全部を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により徴収猶予の一部又は全部を取り消したときは、介護保険料徴収猶予取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 120

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>減免の取消し</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>十和田市介護保険条例施行規則 第9条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成17年規則第118号</p>		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (減免の取消し) 第9条 市長は、保険料の減免を認める事由が消滅した場合又は虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた場合は、当該減免の一部又は全部を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により保険料の減免の一部又は全部を取り消したときは、介護保険料減免取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>令和 4 年 3 月 31 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 121

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	減額又は免除の取消し		
例規名 根拠条項	十和田市介護保険利用者負担額の減額及び免除に関する規則 第13条第1項		
例規番号	平成17年規則第119号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (減額又は免除の取消し)</p> <p>第13条 市長は、利用者負担額の減額若しくは免除を認める事由が消滅した場合又は虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減額若しくは免除を受けた場合は、当該減額若しくは免除の一部又は全部を取り消すことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により利用者負担額の一部又は全部を取り消す場合は、介護保険利用者負担額減額(免除)取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日